

# 大津市病児保育事業(令和9年度開所)の 実施事業者募集要領

大津市こども未来部保育入所課  
〒520-8575  
大津市御陵町3番1号  
TEL : 077-528-2746  
FAX : 077-528-2792  
電子メール : [otsu1410@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1410@city.otsu.lg.jp)

## 1 目的

本要領は、保護者の就労などで病気の子どもを自宅で保育できない場合に専用施設や病院、診療所の専用スペースで保育をするための病児保育施設を設置・運営する事業者の募集に必要な事項を定めるものとする。

## 2 募集の概要

### (1) 対象地域、利用定員等

- ア 対象地域 東部地域（上田上学区、青山学区、瀬田学区、瀬田南学区、瀬田東学区、瀬田北学区）を除く本市全地域
- イ 利用定員 3人以上（対象者は、就学前児童である0歳児から小学生までの全年齢）
- ウ 施設区分 医療機関併設型

### (2) 設置基準等

児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業のうち、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「事業実施要綱」という。）に適合し、「病児対応型」事業を実施すること。

### (3) 開所時期

令和9年度中（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）とする。

## 3 応募資格

次に掲げる事項をすべて満たすこと。

### (1) 次のアからウのいずれかに該当すること

- ア 社会福祉法人、学校法人、公益社団法人及び公益財団法人又は日本赤十字社
- イ 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定による許可を受けた病院及び診療所の開設者又は開設予定者
- ウ 医療法第8条の規定による届出をした診療所の開設者又は開設予定者

### (2) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

### (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

### (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

#### 4 実施要件について

(1) 病児保育施設整備に必要な土地（既存の建物を活用する場合は、当該建物を含む。）は、応募者において用意すること。

(2) 本事業のための専用施設又は病院・診療所に付設された専用スペースを設置することができること。

(3) 本事業のための専用施設又は専用スペースは、保育室、児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室、及び調理室を有すること。なお、他施設と併設する場合であって専用の調理室が設けられない場合は、本体施設等の調理室を兼用しても差し支えないこととする。

(4) 保育室は原則として1階とすること。2階以上に設置する場合は、天津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号。以下「基準条例」という。）第34条第8号の設備基準を満たすこと。

(5) 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上（乳児室、ほふく室を設ける場合、乳児室、ほふく室の面積は、利用定員1人当たり3.3㎡以上）とし、1室8.0㎡（有効面積）を下回らないこと。

(6) 本事業の実施にあたっては、以下の人員体制を確保すること。なお、利用人数によらず、開所時間内においては下記いずれも配置を必要とする。

ア 概ね児童10人につき看護師、准看護師、保健師又は助産師1人以上

イ 概ね児童3人につき保育士1人以上

(7) 建物については、基準条例及び建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令及び通知等に適合した施設であること。

(8) 既存の建物を利用する場合は、以下の書類を提出すること。

ア 検査済証（ない場合は、建築確認済証及び指定確認検査機関による建築基準法適合状況調査報告書）

イ 当該施設の上記関係法令及び通知等への適合状況に関する建築士等の意見書

ウ 現行の耐震基準以前の建物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認通知がなされた建物）の場合、耐震診断を実施し現行の耐震基準を満たしていること、又は耐震改修済みであることを証する書類

- (9) 建物が、(7) の関係法令及び通知等に適合していない場合は、自己資金及び補助金を活用して施設整備を行い、これらに適合させること。その際は、施設整備に関する見積り、図面等の提出をすること。
- (10) 自己所有の土地、建物に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出すること。
- (11) 土地や建築に関する規制等がないか、関係部局等に事前相談を行い、計画の実現性をあらかじめ確認すること。

## 5 施設の開設準備及び運営に係る補助金について

大津市病児保育事業費補助金交付要綱第 6 条に規定するとおりであり、今後変更する場合があります。

## 6 その他留意事項

### (1) 地域等の理解について

選定された場合、応募者の責任において近隣住民（特に隣接敷地の住民、自治会等）及び関係者に施設整備計画や運営等（保護者の送迎ルート含む）に関する説明を行い、事業の趣旨に関して理解を得るよう努めること。また、工事を実施する場合、工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等についても十分な説明を行うこと。

### (2) 運営計画について

ア 地域における需要については十分に確認を行うこと。

イ 応募者は、当該事業に選定されなかった場合のことを念頭において、人員の確保や不動産の売買、金融機関からの借入れ等について、慎重に対応を行うこと。

ウ 資料の作成及び提出について

選定された事業者は、補助金交付や病児保育事業の実施に係る資料等を本市の求めに応じて作成しなければならない。また、資料作成や提出にあたっては、丁寧に対応し期日を厳守すること。

## 7 応募の手続き・問い合わせ先等

### (1) 担当部署（書類の提出先及び問合せ先）

大津市こども未来部保育入所課 給付係

郵便番号：520-8575

住所：大津市御陵町 3 番 1 号

T E L : 077-528-2746

F A X : 077-528-2792

電子メール：otsu1410@city.otsu.lg.jp

(2) 募集要領等の交付

募集要領その他資料は次のとおり交付する。

ア 交付及び書類提出期間

令和8年6月26日(金)から令和8年8月10日(月)までの午前9時から午後5時まで。ただし、閉庁日を除く。

イ 交付場所

上記7(1)に同じ。(本市ホームページにおいてもダウンロード可)

ウ 交付する書類

募集要領等

(3) 募集要領等に対する質問期間及び回答

ア 質問方法

質問がある場合は、電子メールで行うこと(別紙様式参照)。

※ メールの件名を「令和9年度病児保育事業実施の公募に関する質問(〇〇〇)」(「〇〇〇」は事業者名)とすること。

※ 担当者氏名、連絡先をもれなく記載するとともに、質問した旨電話連絡をすること。

イ 質問期限

令和8年7月17日(金)午後5時までに必着とし、期限以降は受け付けない。

ウ 回答方法

令和8年7月24日(金)中に本市ホームページに掲載予定。

(4) 提出書類

ア 大津市病児保育事業の実施事業者募集に関する申込書(様式第1号)

イ 法人等調書(様式第2号)

ウ 誓約書(様式第5号)

その他、必要な添付書類は別紙申込書類提出一覧表のとおり。

提出書類はすべてA4縦サイズとすること。ただし、図面はA3版とすること。

なお、提出された書類は大津市長が設置する大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会民間保育所等設置運営審査部会の調査審査及び評価のために提供するとともに、大津市情報公開条例の対象となり、非開示情報を除き公開する場合がある。

また、応募状況によっては同委員会に諮問し、答申に基づき設置運営事業者を選定する。

その場合は、上記に加えて別紙審査書類提出一覧に記載された書類の提出が必要になる。

(5) その他応募に係る留意事項

ア 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

イ 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 選定結果については、文書で通知する。

オ 受付期間終了後の応募書類の差し替えは認めない。

## 9 スケジュール

内容	日程
募集の要綱の公表・質問受付開始	令和8年6月26日（金）
質問受付締切	令和8年7月17日（金）
質問回答	令和8年7月24日（金）
募集申込締切	令和8年8月10日（月）
地域への説明	令和8年10月以降（予定）
工事完了、補助金実績報告	令和9年3月（予定）
事業開始	令和9年4月以降（予定）